

【平成 29 年度第 2 回募集】

がんばる中小企業応援事業について（Q & A）

秋田県産業労働部地域産業振興課

《1 事業者の申請の制限等について》

Q 申請企業 1 社（個人事業者一人）につき、複数の事業を申請してよいか。

A 申請企業 1 社（個人事業者一人）につき、1 件のみの申請とさせていただきます。

Q 今まで採択された事業者について、今回の募集に応募してもよいか。

A 今まで採択された事業者については、採択された事業が完了済みであれば、これまで採択された事業と別の事業の場合に限り応募していただいて構いません。ただし、県では、限られた予算内でより多くの県内中小企業者の取組を支援したいと考えておりますので、採択に当たっては、これまで採択されていない事業者を優先させていただく場合があります。

Q 今年度 1 回目の募集で採択された事業者について、別の案件で 2 回目の募集に応募してもよいか。

A 限られた予算内でより多くの県内中小企業者の取組を支援するため、年度を通して 1 事業者につき 1 件の採択に限らせていただきます。したがって、今年度 1 回目の募集で採択された事業者については、2 回目の募集には応募できません。

Q これまでに不採択となった事業者でも、今回の募集に応募してもよいか。

A 過去の募集で不採択となった事業者であっても、不採択となった事業計画とは、別のテーマの事業計画を立てて応募するのであれば申請可能です。

Q 他の補助金との併用は可能か。

A 同じ事業について、「革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金」等の国の補助金や、県の他の補助金との併用はできません。市町村の補助金については、当該市町村にお尋ね下さい。

《申請対象者について》

Q これから創業しようとする者も申請可能か。

A 当制度では、申請者は「県内で 1 年以上の事業実績があること」が要件ですので、これから創業しようとする者は対象外です。

Q a社の親会社b社は大企業ではないが、b社が大企業c社の子会社であってみなし大企業に該当する場合、a社は申請可能か。

A 当制度では、大企業の子会社であるみなし大企業は、文字通り大企業と同等とみなすものであるため、みなし大企業の子会社もまたみなし大企業として取り扱います。設問に即していうと、b社は、大企業c社の子会社でみなし大企業であり、b社自体が大企業と同等と認められますので、その子会社のa社もみなし大企業となります。したがってa社は申請できません。

Q 補助対象外業種が示されているが、①申請時に補助対象外業種に該当する事業を営んでいる者が、補助対象となる業種に進出しようとする場合、②申請時に補助対象業種に該当する事業を営んでいる者が、補助対象外となる業種に進出しようとする場合の取り扱いはどうなるか。

A 当制度では、申請時において営んでいる事業とこれから新たに取り組む事業のいずれも補助対象外業種に該当しないことが要件です。したがって、①、②のいずれも対象外となります。

Q 国・県や地方公共団体が出資している企業及び第三セクターは、当該事業の対象事業者となりうるのか。

A 当制度では、秋田県中小企業振興条例の理念に基づき、意欲を持って自社の競争力強化を図ろうとする県内中小企業が行う新たな取組に対して支援するものであります。
国・県や地方自治体が出資している第三セクター等に関しては、公共性の高い事業等を行う目的で民間資金や民間能力などを活用することで設立されたものである。
本事業は、経営規模が小さくても頑張っている企業が、今まで新しいことを始めるために踏み出せなかった企業を後押しするものであるため、第三セクターなどについては、別の支援体制が望ましく、本事業の支援対象事業には馴染まないものと判断されるため、対象事業者とはなりません。

Q フランチャイズ展開をしようとする事業に関しては、事業者として対象となるか。

A 単なるフランチャイズ展開に関しては、新規性や革新性の面において、プレゼン審査での評価は低いものとなります。

Q 製造業以外を行っている企業ですが、対象となるのか。

A 当課では、製造業の取組に関して対象としております。製造業を現在行っている場合であっても、製造業以外の取組に関しては、商業貿易課 商業・創業支援班で対応しますので、そちらにお問い合わせください。

ただし、製造業以外の事業者が日本標準産業分類上の製造業の取組を行う場合は対象となる可能性がありますので、お問い合わせください。

その際も補助対象外業種に属していないことが条件となります。

Q 小規模企業者とは、どのような企業か。

A この事業での「小規模企業者」とは、中小企業基本法第2条第5項の規定による中小企業者であり、従業員のうち正社員が20人以下（役員を除く）の企業をさします。

《対象となる取り組む事業計画について》

Q 新商品開発・生産・販売の取組とはどのようなものか。

A 日本標準産業分類の大分類が製造業Eとなる分類の中に分類されるものであり、既存の商品・製品・部品ではなく、新たに別の商品・製品・部品を開発・生産・販売するための取組である。既存製品をリニューアルして、別の製品に変更する場合などは、この取組の対象となり得る。単に商品ラインナップを増やすような取組は対象外とします。

Q 新分野進出とは、どのようなものか。

A 製造業を行っている企業においては、日本標準産業分類の大分類が製造業Eとなる分類の中で、小分類が変わるような取組はこれに当たる。製造業以外を行っている企業が製造業Eに分類される取組をする場合においては、これに当たるものとする。製造業以外の企業で新分野進出の取組をするような場合は、事前に連絡をいただき、該当するかどうかを判断させていただきます。

Q 新たな生産方法の確立（付加価値額年率2%以上向上の計画）とは、どのようなものか。

A この取組は、今までと違う製法・生産方法により、付加価値額年率2%以上向上するような計画であることとなります。新たな受注先からのオーダーへの対応のために必要なものや今まで生産していない産業製品を新たに生産するようなものが必要となります。

昨年までの補助内容とは異なり、今年度新たな機械設備を導入し、リードタイムの縮減などによる作業効率の改善に伴い、量産化できるようなものに関しては、機械設備の単純更新とみなしますので、補助対象外となります。十分にご注意くださるようお願いいたします。

《補助対象経費について》

Q 新たな事業の実施に伴い、施設の改修や増築を行う場合は補助の対象となるか。

A 当制度では、建物・施設・構築物などの新築・増築・改修等の費用はすべて補助対象になりません。

Q 老朽化した機械装置の更新に係る設備投資は、補助の対象となるか。

A 当制度は、新たな事業の実施に必要な経費を補助する制度であり、機械装置等の単純更新は補助対象になりません。また、単なる事業拡大のために導入する場合も対象外です。

Q 常用雇用者の直接人件費は補助の対象となるか。

A 常用雇用者の直接人件費は、新たな取組による経費か、経常的経費かの判断が困難ですので、当制度では補助対象になりません。また、アルバイトなどの人件費についても同様です。

Q 導入した機械装置等について、県外事業所への導入が対象となるのか。

A 当制度は、「採択申請に係る事業計画の実施拠点が県内にあること」が要件であり、県内産業の活性化を図ることが目的であることから、県外事業所への設備投資は対象となりません。

Q 講師謝金や専門家コンサルタント謝金に関しては、どのような人が対象となるか。

A 当該事業でのいう講師や専門家コンサルタントとは、技術支援等の専門知識を有する者に限るものとする。当該経費に関して、全体事業費の1/5の範囲内までを助成対象とする。経営コンサルティングや企画運営コンサルティング等に関しては、当該事業の専門家としては該当となりません。

Q 車両等に関しては、対象となるか。

A 車両に関しては、対象となりません。

《その他》

Q 申請にあたり、注意すべき点は何か。

A 今年度の申請から、申請企業の事業計画について、支援機関から事業計画の妥当性や助言等をしてもらい、申請から事業完了まで伴走支援してもらうこととなっております。

支援機関からの確認をしてもらった旨の確認書として、申請書別紙として支援機関からの確認書も添付することが申請要件となりますので、申請の際にお忘れにならないようにして下さい。なお、当該事業での「支援機関」とは、県内に支店・営業所を持つ金融機関及び商工団体とします。国が認定している「認定支援機関」とは異なりますのでご留意下さい。

Q 今回の募集に応募して、仮に採択となった場合、いつから事業開始できるか。

A 事業開始は補助金交付決定後となりますが、募集以降のスケジュールは次のとおりと見込んでおります。

〔募 集〕 9月1日（金）～9月29日（金）※17：00必着

〔審 査 会〕 10月中旬頃

〔事業採択〕 10月下旬

〔補助金交付申請・決定〕 10月下旬～11月上旬

したがって、事業開始は「補助金交付決定」以降となります。